

資料編

○京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例

平成16年7月7日

条例第247号

改正 平成20年3月5日条例第8号

平成20年12月25日条例第57号

平成21年3月30日条例第16号

(設置)

第1条 市における健康と福祉のまちづくりの推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

- (1) 健康づくりの増進に関すること。
- (2) 高齢者福祉の向上に関すること。
- (3) 障害者福祉の向上に関すること。
- (4) ひとり親家庭等の支援に関すること。
- (5) 地域福祉その他健康と福祉のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉又は医療に関する機関の関係者
- (2) 福祉団体の関係者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員のうちで互選する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 会長及び部会長は、審議会及び部会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康長寿福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月5日条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第57号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第16号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員名簿

審議会	部 会	氏 名	備 考
会 長	高 齢 者 福 祉 部 会	部 会 長	上田 誠 北丹医師会 副会長 京丹後市介護認定審査会 副会長
		副部会長	仲原 裕司 京丹後市福祉サービス事業者協議会 理事 高齢者総合福祉施設海山園 施設長
			鬼束 良子 京都府在宅保健師の会 会員
			芝野 和之 京丹後市シルバー人材センター 事務局長
			藤原 幹裕 京都府介護支援専門員会 丹後ブロック 会員 京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ 主任介護支援専門員
			森口 茂樹 京丹後市老人クラブ連合会 会長
			森本 賢一郎 京丹後市区長連絡協議会 副会長
副会長	障 害 者 福 祉 部 会	部 会 長	石塚 寿幸 京丹後市自立支援協議会 会長 障害者就業・生活支援センター「こまち」センター長
		副部会長	家谷 耕二 京丹後市自立支援協議会 副会長 障害者地域生活支援センター もみの木 管理者
			小谷 美紀 相談事業所 障害者生活支援センター 結 管理者
			小牧 裕昭 精神保健福祉士
			土出 尉恵 京丹後市社会福祉協議会 福祉課長
			八田 正 京都府立与謝の海支援学校 副校長
			和田 直子 京丹後市障害者団体連絡協議会 役員

※ 敬称略、順不同

○第8期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定の経緯

年月日	議 題
令和2(2020)年 1月9日～31日	高齢者福祉実態調査（アンケート調査）の実施
5月26日	<p>第1回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 健康と福祉のまちづくりについて（諮問） <p>① 第8期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定について ② 第6期京丹後市障害福祉計画の策定について</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会議開催を中止し、会長と副会長のみの出席で委嘱状の交付と諮問を実施。</p> <p>※ 同日開催予定であった高齢者福祉部会の開催も中止</p>
7月8日～22日	介護サービス事業運営法人に対してアンケート調査を実施
9月24日	<p>第1回高齢者福祉部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8期京丹後市高齢者保健福祉計画（骨子案）の検討について
11月18日	<p>第2回高齢者福祉部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8期京丹後市高齢者保健福祉計画（素案）の検討について
12月16日	<p>第3回高齢者福祉部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）の検討について
12月25日 ～1月14日	第8期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）に対するパブリックコメント（市民意見の募集）を実施
令和3(2021)年 1月27日	<p>第4回高齢者福祉部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8期京丹後市高齢者保健福祉計画（答申案）について ・ 介護保険料について <p>第2回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康と福祉のまちづくりの諮問に対する答申（案） <p>① 第8期京丹後市高齢者保健福祉計画（答申案）について ② 第6期京丹後市障害福祉計画（答申案）について</p>
2月2日	健康と福祉のまちづくりの諮問に対する答申（出席者：会長、副会長）

第8期京丹後市高齢者保健福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：京丹後市 健康長寿福祉部 長寿福祉課

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地

TEL：(0772) 69-0330

FAX：(0772) 62-1156
